

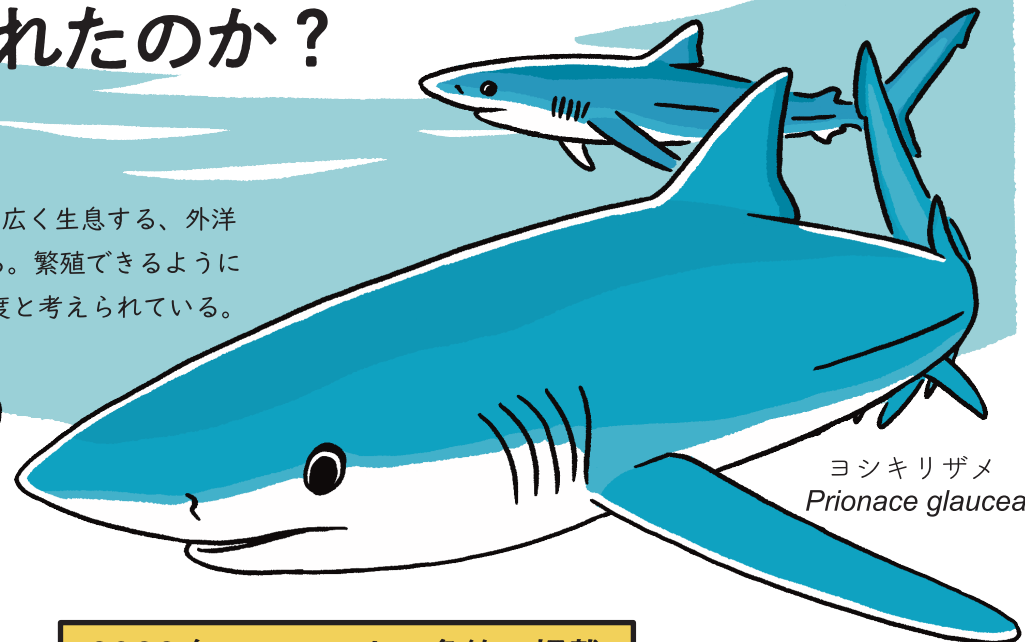
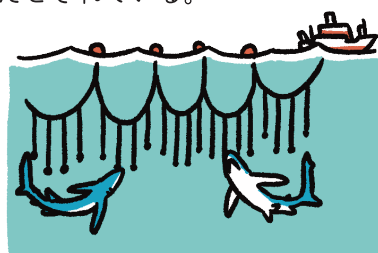
なぜヨシキリザメがワシントン条約に登録されたのか？

ヨシキリザメとは？

全世界の熱帯域から温帯域にかけて広く生息する、外洋性のサメ。体長は最大3.8mになる。繁殖できるようになるまで5~6年、寿命は20年程度と考えられている。

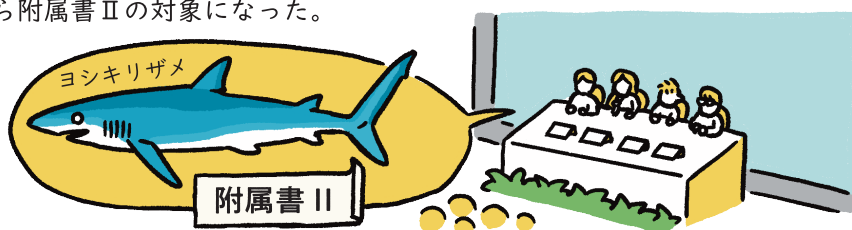


ヨシキリザメは胎生で、メスは1~2年ごとに平均25尾の子を産む。ヨシキリザメを含むサメのなかまは、イワシなどの卵を多く産む魚とは違い、産む子どもの数が少ない。そのため、一旦数が減ると回復に時間がかかることから、乱獲に弱い生物だとされている。



2022年にワシントン条約に掲載

2022年11月にパナマで開催されたワシントン条約（CITES: 絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引に関する条約）の締約国会議で、**メジロザメ科の全54種、シュモクザメ科の全9種が、附属書Ⅱに掲載**され、国際取引の対象となった。メジロザメ科の一種で、日本のサメの水揚げ量のうち約6割を占める**ヨシキリザメ**も、絶滅のおそれのあるサメの類似種であることから附属書Ⅱの対象になった。

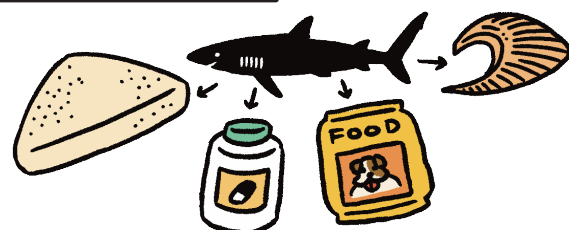


メジロザメ科すべてが対象になったのはなぜ？

メジロザメ科のサメは、フカヒレ、肝油、肉、化粧品、サメ軟骨、はんぺんなどの練り物、ワクチン、ペットフードなど、様々な形態で取引される。時には、**絶滅が危惧される種が混ざった状態で違法に取引**されることもあり、問題視されていた。



附属書Ⅱに掲載されると、**国際取引において「①取引が野生種に対して有害でない」「②違法に捕られていない」と証明した上で原産国が発給する輸出許可書が必要**になる。これにより、各国の税関や警察は、合法的取引が否かを判断できるようになる。世界的に漁獲規模が大きいメジロザメ科のすべての種を対象にすることで、**サメの国際取引の管理を強化し、保全と持続可能な利用を図ろうとする狙い**がある。



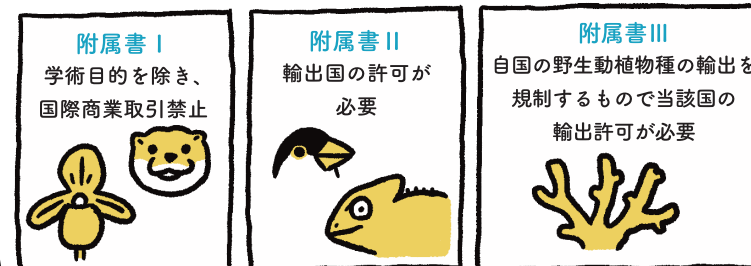
世界はどう変わった？ワシントン条約とヨシキリザメの取引

2022年にたくさんのサメ※1がワシントン条約の附属書Ⅱに掲載されたって！「附属書Ⅱ」とあるけど、「附属書Ⅰ」や「附属書Ⅲ」もあるのかな？

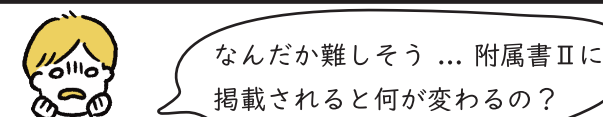


※1 メジロザメ科全種、シュモクザメ科全種
ポタモトリゴン科の淡水エイ類7種、サカタザメ科全種

附属書は**全部で3種類**。ワシントン条約の国際取引の規制ごとに分かれていて、**それぞれの規制に対応する動植物種のリストを「附属書」**って呼ぶんだ。



附属書ⅠとⅡに掲載する種や取り下げる種は、およそ3年に1度開かれる締約国会議で決議されるよ。



水揚げをした国から加工する国への輸出、さらには製品を消費する国に輸出するときも、**輸出許可書（再輸出許可書）**が必要で、締約国はこれらの取引を条約事務局に報告する義務があるよ（左ページ下参照）。



じゃあ、世界中の国がルールを守りながら、サメの国際取引をするようになったってこと？

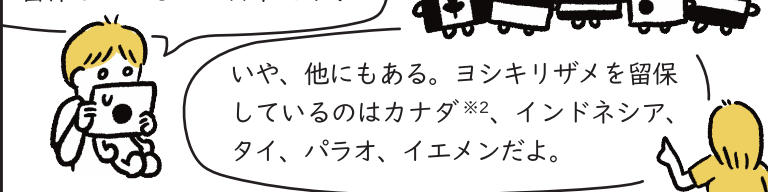


実はそうでもない。例えば、**日本はヨシキリザメの附属書Ⅱの掲載について留保**、つまり今のところ承認をしていないんだ。



理由には、「絶滅のおそれがあるとの科学的情報が不足していること、地域漁業管理機関が適切に管理すべきこと」などをあげているよ。（外務省ウェブサイトより）

留保しているのは日本だけ？



留保している国同士では、**輸出許可証がなくても国際取引ができてしまうんだ**。ワシントン条約に基づく法律だと違法になる商品が、これらの国の間では合法になってしまうんだよ。



※2 カナダは新たな国際規制の効力を受け入れるには、国内法を改正する必要がある。
2024年2月9日現在、第19回締約国会議（2022年11月）で採択された附属書修正のすべてを留保している。



そんなことはないよ。これまで日本がサメを輸出していた国の多く※3は附属書の掲載を受け入れている。**日本が国際取引のルールから外れてしまうことは、ビジネスの得にはならないよ**。まして、生物多様性保全のために、企業はトレーサビリティ※4にますます関心を払うようになってきているんだ。

※3 ベトナム、南アフリカ、スペインなど
※4 製品が生産されてから消費されるまでを追跡可能な状態にすること

じゃあ、ヨシキリザメが附属書Ⅱに掲載されても漁業ができなくなるわけじゃなくて、**世界中のサメ製品の違法取引をなくしていこうってことか！**



附属書Ⅱへの掲載を留保することが、日本の漁業者や企業の利益になるのか、考えてみよう。

参考文献

- ・ The Institute for the Oceans and Fisheries, The University of British Columbia, Canada (2022) Implementing CITES Appendix II listings for marine fishes: a novel framework and a constructive analysis, Volume 30 Number 3, Fisheries Centre Research Reports.
- ・ ヨシキリザメを留保している国。国内の制度等が整い次第、留保を撤回することがある。2023年10月1日確認
https://www.speciesplus.net/species#/taxon_concepts/100382/legal

- ・ カナダの留保について。 <https://cites.org/eng/app/reserve.php>
- ・ 令和4年度 国際漁業資源の現状 サメ類の漁業と資源調査
- ・ 中野秀樹, 北村徹, 松永浩昌 (2008) サメ保護問題と資源管理, 74 (2), 222-225, 日本水産学会誌.
- ・ 中野秀樹 (1994) 北太平洋に分布するヨシキリザメの年齢と繁殖および回遊に関する生態学的研究, 31, 141-256, 研究報告 (遠洋水産研究所).
- ・ 仲谷一宏 (2011) スマートな体で世界を泳ぐヨシキリザメ, 「SHARKS サメ-海の王者たち-」, 173, ブックマン社, 東京